

昭和三十一年六月二十八日招集

第二回定例会(第一日)會議錄



昭和三十一年館山市議会第二回定例会会議録(第一号)

昭和三十一年六月二十八日招集

議長(石井潔君)申し上げます。本日より出席議員数三十二名  
二小より第二回市議会定例会を開催いたします。

議長(石井潔君)会議に先立ちまして申し上げます。御了解  
を得ておきたいことは、だんだん暑くなり、まして、当分  
の間、略衣をもって会議に臨んでいただくようお願いいた  
します。

なお申し上げます。本定例会に議案説明のため、田村  
市長、小出助役、完戸総務課長、唐沢保険課長、  
吉田商工水産課長、真田収入役代理、新井建設課長、  
高木農産統計課長、山谷秘書課長、長谷川福祉  
事務所長、羽山厚生課長、伊藤戸籍課長、黒瀬

税務第一課長、山口税務第二課長、和田教育委員  
長、鶴沢庶務課長、関監査委員、岡崎選挙管  
理委員書記長、以上う出席を求めまして、御報告  
いたします。

議長（石井潔君）会議録署名人う決定を行ないます。  
お諮りいたします。従来う例にたらいまして議長う  
指名により決定いたしますことに御異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井潔君）御異議なしと認めます。よって十一番  
議員伊勢仙之助君、三十一番議員飯田義男君  
以上両君に決定いたします。

議長（石井潔君）ついで会期う決定を行ないます。  
本定例会う会期につきまては、会議規則う定める

ところによりまして、議会議運営委員会より意見を求めましたところ、本日と明日の二日間という御意見見であります。お諮りいたします。会期を二日と定めます。ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よってさよう決定されました。この宣告をもって会議規則第五条第二項の通知に代えますので御了承願います。ついで議案を配布いたします。

議長(石井潔君)休憩前に引き続いて再開いたします。議案の配布もゆけごういませんか。はいものと認めます。本日の議事日程はお手許に配布申し上げます。日程

表により逐次上程いたしたいと思います。御異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よってさよう  
決定いたします。

議長(石井潔君) それでは日程第一 報告第九号、報告  
第十号一括上程をいたします。

(書記朗読)

監査委員(関武夫君) 六月十三日実施いたしました  
昭和三十年度および三十一年度六月例月検査の結果  
果について御報告いたします。

まず、三十年度でございますが、一般会計、特別会  
計、この五月末で三十年度の出納検査をいたわけて  
ございます。その数字でございますが、市税におきま

して収入額合計が一億一千五百二十六万九千八百八十円。  
これは予算に対して約八七・九パーセントでございます。  
調定に對しましては約七三・六パーセントでございます。  
さらにこの額を現年度と滞納繰越分にわけますと  
現年度におきましては徴税率は調定額に對して  
約八一・九パーセントでございます。

滞納繰越分は調定額に對して三九・四パーセントで  
ございます。市税と税外収入を合計いたしまして二  
億二千九百六十二万五千九百八十九円。この数字は予  
算に對して約八六・六パーセントでございます。歳出  
におきまして歳出の支払額を合計が二億四千三百  
七十七万八千三百二十七円となっておりますが、これは  
予算に對して約九二パーセントでございます。五月中  
税金の徴収が非常に成績が良好でありまして、予

定額をはるかに突破いたしましたために繰上需用が  
 予定よりまたグツと減りまして一千四百十五万二千三  
 百八十八円をもつて止まりました。市税におきまする  
 欠損額に四百七十四万二千四百五十二円という数字が上  
 がっております。

これは四月末におきましては二百八十二万四千九百八円で  
 ありましてたうで、五月中に百九十一万七千三百五十四円  
 増加したわけでございます。今までの欠損は大体に  
 おいて二十三年度、四年度のものでございますが、今  
 回二十六年度、七年度のものも若干現われておりま  
 すので、とくに注意をしてみたいてあります。いづれ  
 も現在こり土地にいない。また行先も不明というも  
 でございます。とくに固定資産税において二十六年  
 七年度若干ございます。調査いたしまして、これは

すでにこの土地の家を売り払っていない人、よそへ行って  
あちらの市へ徴収を依頼したか、すでにその人が死んで  
おったとか、あるいは会社が解散してしまっただけにない。  
そういうものをごいいます。

つぎに特別会計に移りまして公益質屋につきましても、  
この月は赤字の動きがございませんで、先月そのまま  
でございます。国民健康保険欠損額、その他一部負担  
金や欠損額で合計六十二万五千九百円が出ております。  
これはいずれも合併によりまして旧村から引き継がれまし  
た二十三年度、四年度のものを、ごいいます。豊房診療  
所につきましても、この表によつて御了承いただきます。  
以上で報告第九号の説明を終わります。つぎに第十号  
に移ります。昭和三十一年度の会計でございます。  
一般会計におきます。市税収入が一十二百二十九万

二千五百五万円でございしますが、その内訳のうち、主なものには、  
固定資産税が八百二十万、たばこ消費税が四月分として百十九万三百万、  
額百三十五万等でございします。歳出におきまする二千三百三十二万四千四百二十三円は、教育費が二百九十万円、社会労働施設費が三百万円、諸支金九百五十七万円等が主なるものでございしました。一時借入金九千二百二十三万七千七百八十七円の内訳は、資金運用部から六百万円、恩給組合から六百万円、共済組合から二十三万七千七百八十七円でございします。つぎに特別会計に移りまして、公益質屋でございしますが、支出におきまする支払利子二万五千三百三十八円は、市債の利息でございします。一番下の欄のうち、貸付現在高が二百十四万六千二百二十二円でございしますが、このうち船形が百六十五万三千二百円、富崎が四十九万五千九百二十円でございしました。

健康保険ならぶに診療所につきまゝでは、この表によつて御了承いただきたいと思ひます。以上で例月々検査報告の説明を終ります。

なお報告に關連性がございますので、この機会に保険課の監査につきまゝて申し上げたいと思ひます。前回の市会で御要求がございまゝたので、六月一日から私ども監査にかかりましたところが實際にかかつてみますと、訂か訂か——仕事でございます。そこで本日は中間報告とまでは行きませんが、ただこういうふうにいま監査をしておるんだということを御報告しておきたいと思ひます。大体監査の重点を保険料の調定料率の算定基礎と成るとなるもの、その調定・支払いてあるところの給付状況、それからとくに昨年秋に切替りまゝた被保険者がふえまゝたので、その切替り状態、その点につきまゝてよく監査

をいたしたい。かように考えまゝで目下やっておる次オでございませうが、ひとつ数字を裏付けする。つまり、こゝが正しいかどうかということを調べますには、全部の伝票をふらり返してみたいと数字は正しいかどうか確認ができないのでありまゝで、実際にやってみますと、相当の日数を要することになります。この点答さまに御了承を願っておきたいと存じます。本日は数字等につきまゝで、具体的に申し上げる段階にいたっておりませんので、ただこういうふうにやっておるんだということでは御報告しておきたいと思つた次第でございます。

議長(石井潔君) 報告に対して御質疑ございませんか。

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よつて日程第一を終ります。

議長(石井潔君) つづいて、日程第二陳情書を上程いたします。

(書記朗読)

ニナ(番)

(ただいま上程——ま——に陳情書に對して

提案理由を御説明申します。大体この陳情書に書

いてはございしますが、最近より乗降客が相当多くなりまし

て、たおそり——ありますところより那右の方へ——

——道路につきま——ては降リる——

大体

三分の一といつても時間的には変リないと思ふ。そは

安房第二高校 あるいは家政高校 あるいはそり他住

民の交通におきま——ても朝と夕方にはとくにひどいであ

りま——てもかも馱り——相当——あそこは

人より波が押し寄せせるような状態にござい——ま——て——ば

——ば危険にひん——ており、あるいは事故が相当あるそ

ござい——ま——て、たお——三軒町あつ初う住宅街

が相当あるのでございしますが、そり人たちより危険を防止

するために、かような陳情書をお願いいたうてございます。  
なお、この陳情書の負担金を設けるということにつきま  
しては、この場合は、鉄道管理局の方で決定することござ  
います。が、このことにつきましては、一切の

市当局の御協力をいただきまして、ぜひとも、一かるべく  
支出していただきたいか、かように考えるうてございます。  
なお、このに伴い、まして、

—— 果道が、いまではございます。が、あかから、北  
の方が、道路が、ないうて、あそこへ、新設して、いただきま  
せ、ひと、も、交通、難を、一掃して、いただき、たい、と思、います。  
か、ように、考、え、る、と、も、に、あ、う、方、面、の、土、地、の、発、展、を、期、す、る  
た、め、に、か、よ、う、な、陳、情、書、を、出、し、た、う、て、ご、ざ、い、ま、し、て、

—— 誠に

—— かに、と、ご、議、会、に、お、き、ま

—— て、御、採、扱、の、ほ、ど、を、切、に、お、願、い、申、し、上、げ、る、次、第、で、ご

ございます。

議長（石井潔君）お諮りいたします。本陳情書採扱に御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井潔君）御異議なしと認めます。なお採扱は決定いたしましてございしますが、処理をいかがいたしましていかお諮りいたします。

三番

（ただいま本陳情書に對しまする説明を議員から説明をいただきました。満場一致御

採扱さかまいたことにて）

厚く御礼申し上げます。ただいま議長の方からこの取扱についてでございますが、市議会としてこれを採扱願って、市の方へお回しただきまして、市といたしまして、この道路の新設につきまして

面から行きまゝでせむともこの道路を新設していただくよう——とともにこの負担金を——

の問題につきまゝ市議会および市当局といたしまして、地元民の要望に御賛成願ひまゝで、管理局の方へこんご陳情に参る予定でございしますが、その際におきまゝで——合わせてこの陳情書にさらに

強かに御声援のほどをお願ひいたしたいと思います。  
議長(石井潔君)ただいま三番議員からいろいろ意見が述べられたんでございしますが、採決をいたしまゝで、こゝを市長の手許へ送付いたすことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よって本陳情書は、こゝを採決、市長に送付いたします。ことに決定

いたします。

議長(石井潔君) つづいて日程第三請願書を上程いたします。

(書記朗読)

二十五番

(北条小学校の講堂改築)

五番(萩生田七郎君) ちよつと教育委員会の方にお伺いいたします。ただいま陳情書の内容を拝見いたしますと、非常に予想以上にひどい状態であるように受け取ります。すぐが従来いろいろの事情でできなかつたでありまして、採決にたかば速やかに着工すると思つてありましたが、それにつままして

その期限が書

いてある。それかうそこに三百万円という。三百万円でこれだけのことができるかどうか、私ども素人ですが、

——これに対してはこゝ請願書そのものは、

期限づきりそれに果たして応じら

ゆるや否や、三百万円でこれだけの施設が果たしてできるかというこゝ見直しをひとつお聞きいたします。

——) ただいまの御質問にお答え申し

上げます。三百万円が総経費で市が百五十万円、地えで半額を持つということ、果たして三百万円が予算で、その内容に書いておられるようなことができるかどうかということ、ごさいますが、実はこゝ点につきまゝでは、PTA会の方でも正確に見積ったものでないらういんでございまして、一応、

要するに了解をしてお

ます。実は委員会といたしましても、こゝ請願書が出て

参りまして個々について一応概算を考えてみたんですが、  
ますが、もちろん完全に理想的につくるためにはあるい  
はできないかも知れませんが、工費を節減する時期でござ  
いますので、いろいろ設計を考えたが、こゝだけでござ  
え満たす限度に止めるならば、そう限度内にできるんではない  
かというふうな見直しをいま持っております。

それから、期限を切らして

あつて、くわという要望でござりますが、いま見直しとい  
うことは、市が財源と関連がござりますが、百五十万円

の

相当困

難な点がございます。そこでまず、私どもといたしましては  
できることなら、一般の人にも迷惑をおよぼして

くらは年度内に

お願い

して改修してあげたいと、こういう希望を持っておるんで

ございます。その他もつづきまーてはできぬば――

――一応全体が見通しとして――

。五番(萩生田七郎君) 私はそう一部一か内容みてないんですが、

。十一番)

(一応この陳情書をいまみたんですが、――

こゝに関連一まーてすでに当初予算に百万円という盛ら

めております。百万円を――

私たちが一般にもちろん講堂は学

枝ばかりでなく。——非常に使います。

こらいう点から。——議会と一ても十分

感謝してできるだけ。——修繕一なければならぬと思

うんですが、ただ、問題となる点は寄付さ小た額以外にど

だけ金を出すかという点に問題があろうかと思ひます。

御承知のとおり、館山市の学校、講堂、教室、さうい

うものは既に義務教育を行うところの教室さえも不完

全である。講堂を——いふようか——が

各所にあるのであります。こらいう点からみまいて地

の力によつてゑるものは仕方がないんですが、教育予算

を相当盛り込むという点になりますと、講堂の問題に

しても那古あり、西岬あり、東あり、西あり、館山もあり

ますし、ただ、教授講堂、非常に腐敗して北条の講堂

よりもっと悪いものも市内に相当あります。そのほか

便所の悪いところ。そういうところも市内にたくさんあります。図書館の建設。これも図書館があります。ものはつきりして。一般のものは富崎と那古、そのほかには糸ぞか以外のところは完全な図書館をもっていないという状況であります。その場合——水飲場。こういうものは、おそらく各学校とも完全に整備されていっていないであります。そういう点から、学校当局の要望は、もつともだと私は考えるのであります。

この陳情書は、もつともだと思ひますが、ただこれを実施する上において、教育委員会として、どういう見解に立って、これをもしわかわか採決した場合にお困りになるんじゃないかという点が懸念されるんですが、これを結局百石月の市費を出して、それに付帯的に条件を呑むという行き方が打ち出さるんではないか。そういう場合に市内

一般の学校との不均衡をどうしようものをするか、どうしようにお  
考えになっておりますか。例えば、この面からみて、二百万や  
三百万は、素人考えですが、少くとも講堂自体で三百万ら  
いはかかると思います。そのほかうものは、非常な金額にな  
ると思つてますが、五万や十方の金でとても図書館にしま  
しても、館山も現在図書館を建てたいというふうにして、寄  
付の額も一部進めておるようですが、まだ具体的  
にはなっておりませんが、各学校ともカウある学校が寄付  
をしてゐるといふことになりませんが、ただ教育予算を公平  
に割りふるといふ点について、この陳情書に対して採択した  
場合に委員会としてお困りにならないか。この点を委員会  
から、ひとつ困らないという点をきつかりと公平に定めるんだ  
という見解を示していただければ、私はこの案に賛成し  
たいと思つてます。

( ) 誠にごもつともな御質問と拝聴いたします。いろいろ市内の各学校におきまして、それぞ不便不自由を忍んでおる面が非常に多いのでござい  
ます。ニラーたむとつう—— 的打ものを受け入れた場合  
にこれを実施する場合や他校とやアンバランスをどう  
う考えるかという事でございしますが、当初から、そういう  
面につきましてもは考えておるのでございしますが、一応  
北条小学校がここで百五十万という財源を市民や北条  
地区や学区民の献音がそういう結果を生んでいわゆる  
半額を市費に援助するというふうな考え方  
をとりまいて講堂としては、今までや考え通り大体  
義務的なものではございせんので、市費から相当  
持ち出すことは考えものでございします。重点は講  
堂に主をおいた方面に寄付金を使ってもらい、その他

現在、腐朽度を市全般に考えてみましても、ここに書いて  
ありますように、非常に腐朽度が<sup>高</sup>いところが多いま  
順位から申しましても、当然ここに書いてある全部とは  
いいませんが、二、三点につきましても、やってみても  
他校とアンバランスにはならないんじやないかと、このう  
ふうを考えておきます。一、カーナガウ、これを広く考えま  
すと、この上に困っているところもあるんじやないかという  
御意見もあるかと思ひますが、一、た、やはり、これは財源  
との関係もございますし、地元がそれだけの熱意を示し  
て、寄付を、たいと、このう希望も採り入れます。そ  
の点の調整につきましても、十分考慮しながら、委員会  
でよく協議をいたしまして、不平が起らないように調教正  
を、とてやる。このうふうを考えておきます。

十一番

（重ねてお伺いしますが、仮に本年度の国

庫補助で起債を見積りし、まいた講堂でなくて学校の教室に対して起債補助が認められなかった場合に百五十万、二百万を投じて教室をつくるお考えがありますか。どうか。もしそうならもうをつくらなくて講堂建設に対して、寄付があつたからといってそれに類する金を支出さめますか。どうか。もし、なまますし、たら、その教室を講堂というウエイトに見解、そういうものについて御説明願いたいと思います。

市長(田村利男君) 従来から私が申しておりますように起債ならびに起債補助が伴わない建築ならびに工事につきましては、いずか、これを予算に一応計上し、ましても着工しないというのが建前になっておりますから、もちろん、その場合にあらゆる手段を払い、まいて、起債ならびに起債補助がくるように努力をいたしますが、こない場

合には翌年度回しというふうなことになると思つうわけでもござ  
います。従いまして北条小学校の講堂の問題に対し  
まして起債がこない限り整備小学校あるいは老朽小学  
校がでないという現状でありますので、市費を持ち出して  
までも例え公共性や公民館的な図書館であつても本  
年度においては市費に持ち出しによる図書館の建設  
修繕ということは一応考えられないということをはつきり  
申し上げておきます。ただしただいま向うから申し  
上げて参りましては百五十万円、百五十万円、工費のうちで  
一応図書館の整備ということができ得ます。ことにな  
つておりますので、もうた金だけで図書館の整備  
をまずする。またあと五十万円はもともと北条小学  
校の図書館は市が図書館ではありませんので、PTAの  
図書館でありますので、五十万円を市が寄付してもち

うことを遠慮一まいて五十万円があつたらう。自分うカに  
おいて五十万円をもとにして、図書館の増築を行うよう  
にとさういうふうな指示してあることを申し上げておきます  
。十一番）（これは教育が大事か、講堂が大事か、  
図書館が大事か、いろいろ教育

の問題ですが、

陳情書、そのものは私は全面的に地元民やPTAの方  
々はこもつともである。むしろ私個人の見解ですが、講  
堂が市で全面的にもつてゐる。図書館こそさういう金で  
あつたらPTA自体あるいは地元民自体でおつくりにな  
る。これはいんじやないか。こつういうふうな図書館と講堂  
とどちらが重要であるかという問題になりますと、学校  
、先生の方より考え方にも依らなければならぬんであり  
ます。が、いままで図書館そのものがPTAや  
になつてゐる。こつういうものでありまうたら、百万円ぐら

かけたらうかたりの図書館ができるんじゃないかと思つて  
すが、講堂の修理費を一応市で全面的にもつてやる方  
が本筋ではないかと私は一応考えるのであります。

図書館の建設を市でもつよりも、講堂の修理を市で  
もつ方が筋からいっては、本当ではないかというふうに一応考  
えるのであります。ただいま、市長さんのお話で起債、国庫  
補助、そういうものができなくて、教室ができない場合は一応  
金を持ち出しは考えない。こういふふうには、講堂と教室とい  
うよりも重さう見解というものを、市長からはっきり示さ  
たんであります。私はできれば財源がなくて、非常に  
苦しいでしょうが、ケなくとも、教室ぐらひは起債、起した  
もの全部とはいいませんが、一教室でも、二教室でも、  
年度内に例え起債がなくなつてゐる。また、また、また、  
だというくらい、熱意を示していただきたいというふう

考えるものであります。

この陳情書が出たから、これを

先吞みにして、ここにはつきりとして例えば講堂に

がどのくらいで大工の手間賃がどのくらい

講堂の修理費に何百石月、北側の便所、改修

これを修理するには大体

図書館の建設についても坪数がどのくらい、どういうもので

つくる、じんあいの処理設備の改築、こういうものにつきま

てもどのような形につくるかというふうなことが出ておりません

ので、これを条件として、この寄付を受けるといふ見解に

市当局がお立ちにならなければ、議会としてはこの陳情書

を受け取ることができない。こういうふうには私は考えるのであ

ります。地元石井さんの方から紹介がありまーたんです

が、具体的にはそういうものはなんにもないというふうな

お話で単なる陳情であって、そこまで、まだ、具体的には

進んでいまいというふうな話でしたので、期限とか、金額とか  
そういうものも条件にとらわれないで、いつも賤政とにらみ合  
わせてやるんだという見解で市側から御確認願えれば  
私は陳情書に御賛成いたします。

五番(救生田七郎君) 私先ほどお伺いたうは、

内容が文字通り、そのまま

御覧になった上で御紹介なさったと思われ  
です。そうしますと、講堂の修理にしても、ウエイトがある。  
あるいは

緊急度の高いもの、住民に危険を及ぼすもの、こういう  
ものに対しては、速やかに

もうひとつ、お伺いたうは、いま石井君

三百万でこれだけのもうが、できるかどうか、素人考えですが、  
そうしたものができるという前提のもとにやってみなければなら

市予算でもって、これだけつくってくわという

結果を招来することを私どもは

心配する。ですから。

という危険

のほいように

。二十番(鈴木市蔵君)私はこの陳情書に対してはせむ御採

扶

こういう見解をもっておるもので

あります。が、この前

問題についても義務

教育はせむ、これを

したいというようにお

願いてあります。ですが、いま、助役さん、御答弁の

中に地元が百五十万円の金を出すから、熱意があるから、こゝに対してやるといふやうなことを聞いたんですが、よてみると、教育というものは金うはないところは、教育はできたい。金があるところは、教育ができていふやうな私は解釈するんですが、ぜひさういふことうないやうに、館山市、各小學校に対してあらゆる

教室がない學校もかたりあるやうです。てにこゝを

といて陳情書がきたから、これをやるという見解を持たずにぜひ公平に義務教育だけはあつていただきたいと要望までには市長さんに願ひいたしません。

市長(田村利男君)二十番議員の御発言の趣旨に添うやうにいたしたいと思ひます。

十一番( )最後にこゝは、教育長さんにお尋ねする

んですが、一応百万円が予算計上の問題もあり、ますから、少くとも、こういうもりを講堂、そう他の

に関する施設の問題について、委員会に協議会なり、委員会なりを開催さしたんではないかと思ひますが、そうとき、開催さしたといひましたら、委員会といひましたら、どつような御見解であつたかを御発表願ひたいと思ひます。

( ) 同七趣旨のものが委員会へも出ましたので、これは市に受け入れてもらうために委員会として取りついで、恰好になります。市に受け入れてもらうことを相談ただけでございまして、そつうに對して、個々に考へて、どつくらいという、具体的なことまでは、まだ相談をいたして、ございませぬ。

二十八番(鳩貫社作君)この陳情書をお出しになる方たちより

お気持ちを考えると一日も早く実現させてもらうという  
ことに考えらるるんであります。従いまして私は船形の小  
学校うときうことを思い起こしまして賛成するもうてあり  
ますが、寄付を受け入れる市では——  
教育委員  
会では同様うもうが——  
たならば予算会で  
当然こを建設して行く上についてう計画がなければなら  
ぬ。こういうことになりは——ないかと思うんですが、そ  
れでな  
ければ、ここに期限が切つてあります。  
暑中休暇中にやつてもういたいんだが、期限が切つてあ  
ります。その場合、——  
こう思ううてあ  
ります。従いまして市議会は今日と明日あるうてありま  
す。今日から明日にかけてこの原案をつくつていただいで  
こういう案に基いて百万円を使つてゐるんだということ  
はつきりさせていただきたいと思ひます。

市長(田村利男君) 鳴貴議員にお答えいたしますが採択になつてから計画を樹てようかと思つていまいて採択にならなければ原案を樹てることもどうかと思つています。二十八番(鳴貴社作君)なる場合でありますけれど実施計画にこのくらいになるんだという計画、丈ざつぱなものでもつくつてもうつてあれば、それを基礎にして研究もできますけれども、百万円寄付してもらつたんだ。どういうふうにしてやるんだといった場合になんにもわからぬということでは、これは親切なようでも、かえつて不親切になります。でありまする故に明日まであるんだから、この予算へかけらるゝを明日まで延ばしてもらつてもいいから、そういうふうにしてもらいたいと要望するであります。答弁は要りません。

(「採択異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)他に御質疑ございませんか。

二十一番)

議長(石井潔君)お諮りいたします。本陳情書採扱について御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よって本陳情書を採扱いたします。なおお諮りいたします。

陳情書採扱された処理方法をいかにいたしますか。御

意見を伺います。

○二十一番

採択願いまして、これは市長からびに教育委員会に配布  
いたしまして、御処理願いたいと思っております。

○議長(石井潔君) お諮りいたします。処理方法といたしまし

て、教育委員会へ送付するが、本筋であると考えます  
ので、教育委員会へ送付いたしたいと存じますが、御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井潔君) さようにて決定いたしました。

○二十五番

○議長(石井潔君) しばらく休憩いたします。

議長(石井深君)休憩前に引き続きいて会議を開きます。

議長(石井深君)日程第四臨時出納検査之会議員の互選に  
ついてう議案を上程いたします。

議長(石井深君)申し上げます。日程第四臨時出納検査之会  
議員の互選を行ないます。今回互選を行います。立会議員  
けきたる八月十三日行わします。臨時出納検査に議員  
四人選ぶことになり、ますが、お手許に配布し申し合わせ協  
定とあり、方法により決定いたします。御異議ござ  
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井深君)御異議なしと認めます。よって議長

副議長 監査委員 ならびに こゝまで一度之會議員  
となつた議員を除いて全議員にすり抽せんをもつて  
行ないます。抽籤簿より先端に黒くすみを塗つて  
ありますのが、当選人と決定をいたします。

議長（石井潔君）抽せんの結果、二番議員 高橋文治君  
十四番議員 磯田周雄君、二十五番議員 石井  
平次君、二十九番議員 小浜光義君、以上より、昭  
和三十一年八月臨時出納検査立會議員を決定いた  
しました。

議長（石井潔君）つづいて日程第五議案第四十六号  
を上程いたします。

（書記朗読）

六・七節のうち、荒廃りはたはたしい。この

二小を

廃止の事務的の手続きをいたしたいと思ひまゝ上程いた  
しました。御承知のとおり、この施設は、国庫補助を仰  
いで設立したものでございまして、市が独自で廃止処分等  
勝手にできない関係上、今回廃止の議決によりまして、知  
知事に廃止の許可申請をいたしたいと考へまゝで、そ  
後、いつでも処分ができる体制におきたいと考へておりま  
す。なお、この各地方に患者が発生いたしました場合に  
を考へたいたしまして、できるだけ速やかに救急車を購  
入する算の獲得に努力いたす考へております。そして、一  
日も早く地元民の不安を解消したいと考へておるうでよろしく  
お願いいたします。

二十八番(鳴貫杜作君)救急車を獲得するというお言

葉がありまいたが、これは市長さんと了解の上ですか。  
 厚生課長(羽山房雄君)でできるだけ、速やかにと申し上げま  
 したのであるいは来年度う当初予算にあたりになるんじ  
 ゃないかと考えておりますが、その期間に財源をみつけて  
 いただくようよく総務課と横り連絡を密にしたいと思  
 います。

二十八番(嶋貫杜作君)少しおそすぎらうてございます。  
 早くというお話でありましたので、大変結構だと思つて  
 おりまいたが、来年度う予算では間に合いません。  
 ことしう予算で買つていただくように骨を折つていた  
 だいた方がいと思ひます。市長さん御了解ですか。  
 市長(田村利男君)まだ確たる自信もありませんが、その後  
 いろいろ考えて車の配車都合によつて早急に解決方  
 法が得られると確信しております。



問題になりませんが、この建物が、

三つ、この処置をとってもらう方が一番いいと、こういうふうな希望であります。また現在、この段階においては、患者が出て、迷惑をかけないというふうな段階ではないと思われ、ますが、この点について、このごいまま少しある時期、伝染病が出たならば、どうするかという、その処置方について、確たる御説明を承りたいと思っております。その点と、このご禁止された  
に對しては、このことをどう処置する場所、  
この二点をお伺いいたします。

。厚生課長(羽山房雄君)お答えいたします。館山市は五万以上、十万人以内の人口を持っており、関係上、伝染病、予防法により、基準により、と、ベント敷において、三十ベント以上、持たなければいけない、こういう規定でございまして、このことを各施設ごとにベント数をみます。

と、西岬が十二ベット、神戸大ベット、富崎大、豊房十二  
館野七、九重六、旧市二十、合計六十九ベットでございませ  
う。こつうち、今回普通財産に編入したいと上程いたしまし  
るところ——施設うかが二十五ベットでございませう。  
そうしますと、残り四十四ベットで一応厚生省ういう基  
準にあります。なお合併後う各地区によりませう。  
地区から発生し、また患者数をみてみませうと、二十九  
年、三十年、三十二年現在でございませうが、西岬からは一人も  
患者が出ておりませう。こゝを収容者、あるいは自宅治療  
患者、こゝに区分いたしまし、調べてみませうと、神戸が三  
十年度に収容が一人だけでありませう。つぎに富崎、  
こゝも患者が一人も出ておりませう。豊房は二十九  
年度に一人収容いたしまし、三十年に一人、なお二十九年度  
に自宅患者一人、都合現在まで、豊房地区は三者出てお

ります。館野地区で申し上げますと、収容患者一人もありません。自宅治療が二十九年に二名、三十年度に一人合計三名でございます。九重地区で申し上げますと、やはり収容患者一人も出ておりません。それで三十年度に自宅発生後自宅で死したのもう一名だけでございます。

あと旧市の関係に参りますと、収容患者が二十九年度には一人もありません。三十年に三人、三十一年現在で四名。

自宅治療患者は二十九年度に五名、三十年度に十二名、三十一年度現在自宅で一名、これは死しておられます。

以上で旧市は——合計二十六名出ておられます。

大体、自宅治療患者と申し上げますと、ジフテリア患者が多いうてございまして、これは収容をほとんどいたっておりません。収容したものは、赤痢が疫痢、しゅうこう、こゝ三つが病気でございまして、こういう現在まで

各地方の状況から考えまゝで、必ずしもそこになければ用  
が立たない。こういうこともいえないかと思ひます。

こゝ二十九年、三十年に豊房地区から出まゝた患者は、む  
しろ、鹿旧市の隔離病舎に收容されて、非常に患者も  
家族も喜んでゐる状態でございます。いわゆる日用品  
を買いに出るにしても、近くに住があつたり、あるいは先  
生が毎日診察にきたり、電話がひいてある關係上、電話  
——非常に利用されます。

そういう關係からいたしましても、合併の五カ年計画にも  
ありますように、廃止統合という線も生まされてくるん  
じゐないかと思ひます。それから、第二問の転用について  
どう考えておるかという御質問ですが、現在のところ、  
西岬については、転用することははっきりした内容はもつて  
おりません。ただし、館野地区の病舎については、当初

予算審議の際に総務課長さんから説明にもあ  
 りましたように売却をいたいたいという考えでござい  
 ます。こゝはいずれも県庁の許可が降りたときでな  
 いと、その処分ができないでございまして、県へ廃止  
 の申請を出す手続上お願いするわけですが、よろしく  
 お願いいたします。  
 十二番(吉田勇治郎君)は、御説明がありまして、  
 廃止の理由は、おぼろげながらわかりました。大体私  
 たちとしても、廃止すべきは本来だと当初から考  
 えておるものであります。その受け入れ体制につ  
 いて疑問をもつものであります。その点をお伺い  
 したいと思います。思いますが、発生しないから、  
 不必要だということはいい切れないと思  
 います。こゝは皆さん環境がよくなつて  
 あるいは、努力によって病気が出ないとい  
 うことがいい得ると思  
 います。不幸にしてこゝが発生したならば

こういうものはいかにして

立派なものを作る

一人も利用者

こう解釈

するものですが、その説には、私はあまりにも

— すぎると感じないかという感じがあります。それで要

は発生した場合は、遺ろうなく受け入れ体制をしていただ

くという確答はいかがですか。

。厚生課長(羽山房雄君) 現在あります。救急車で現在の

ところは収容しておりますが、これも長距離の場合

等非常に衰弱した患者があります等、考慮しなけ

ればいけないので、この点先ほど御説明いたしましたよ

うに急遽に解決したいと考えております。

。五番(救生田七郎君)

ただ、受け入れ体制関係の問題が出ておるんですが、私

としては、内容は知りませんが、最近

病舎

に収容さよていることを喜んでおるんだという説明であり  
りますが、私の聞いた範囲では――

あそこへ行くと殺さよて――もうと。こんなような――

――いうことを聞いておる。――

清潔な

――居心地のいい部屋を

つくっておいてもらわたいと――

こめじやなんうために――

十九番

(本議案はさる二十六日に厚生委員

会を開きまゝにて採択してこの議案を議会に提出し

た次第でございます。つきまゝにて伝染病の治療

にあたりまゝでは、できるだけ現在より館山市の状況か

ら考えまゝにてなるべくならば中心地や館山へ一括して

そうしてまゝ、私どもが一層考えますのは、患者に對す

る処置であります。建物——— 処置を一刻も

早くしなればなうないという責任があるんであります。

また——— つきまゝでは

各地区に散在してあります。淋病舎は電話もあり

ませんし、かつまた医者なんかより分布状況から行きまして

も例えは——— 9場合は———

医者も進歩している今日、仮に例を挙げますと、



解決していただいて

そうしてこの議案に賛成するものであります。どうぞよろしく

・十二番(吉田勇治郎君)本議案に對しまして毛頭之廢止 せうも

のに及對するものではないんですが、一応いまひとつ

— お願いいたしまして賛成したいと思ひます。せう

点はいままで申し上げた通りであります。まず、へき地

とくに西岬うさうなまあいったへき地に發生した場合もま

ず患者が受け入れ体制を完全にしていただくことをま

ずもつて、要望いたしますとともにこの廢止後——

— 適切に —

いただくことを強く要望いたしまして、本案に賛成いたし

ます。

議長(石井潔君)他に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は、原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) つづいて日程第六議案第四十三号を上程いたします。

(書記朗読)

。税務一課長(黒瀬芳雄君) 四十三号について申し上げます。国税または地方税について課税標準を算出する場合は、<sup>する</sup>または税額を算出する場合におきまして、国庫端数計算法によりますと、課税標準は百円未満のもの<sup>は</sup>切り捨てる。税額においては十円未満があるときは、切り捨てる。このように計算法で行きますと、そういうことになっておりますが、ただし、施行令について市町村で

固定資産税も都市計画税も人全部切り

捨てにいたしますのを指定しまして、議会より指定しまして、たまたまのたにおきまゝで、端数までも計算、できる。徴収もできると。こゝろに改めて、いたゞきたいと。なお三十年の条例二十二号は、固定資産税と市民税が——なつておりまゝだが、市民税につきまゝでは、現在よりこゝろ、税法によつて、県民税と市民税は合せて同一税とみなす。と。こゝろ、条項があります。ために、県民税の方がまだ、県の方で、条例が設定になつておりません。ために、市だけで、市民税を指定しても、該当せず。——を受けないと。いうやうな現状にあります。とりあえず、固定資産税と都市計画税を指定しまして、市民税は、そのまゝ、抜きまゝで、県民税の方で、県の条例が定まると同時に、市民税も指定したいと。こゝろに考へております。ので、御承知おき願ひます。

議長(石井潔君) 本案に対して御質疑はございませんか。

(「異議なし」「原案賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本

案は原案通り決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案

通り決定いたしました。

議長(石井潔君) しばらく休憩いたします。なお申し上げま

す。一時二十分再開ということにいたしまして、その間昼食を

召し上がっていただきます。と思います。

議長(石井潔君) 午後より出席議員数三十二名。休憩前に

引き続いて会議を開きます。

議長(石井潔君) 日程第七議案第四十四号を上程いたします。

なお、本議案の中には小谷議員君と私石井潔の両名

が入っておりますが、このように議員数人が議案中にある場合には、各一名ずつ審議し、除席を必要というところにたっておりまして、本議案をまず、小谷議員君を、つぎに石井を、つぎに他の全員について同意するかどうかという順序に区別して審議いたしますことになりまして、うでよろしくお願いたします。

(書記朗読)

。保険課長(唐沢貞太郎君)国民健康保険運営協議会が  
ございまして、その任期が来月の十二日で満了に  
つきますので、その全員をつぎのように選任したいと思  
いますので、議決を求めらるるのでございまして、  
なお、この  
選考方法につきましては、被保険者代表および広域代  
表につきましても、なるべく地域的なものを加味し、ま  
た、かならず、どこか地区にも一人づつおるように加味した

でございます。それから医師または歯科医師代表等  
につきまゝでは医師会等々意見も含みまゝで以上  
選定した次第でございます。よろしく御審議のほどを  
お願い申し上げます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)お諮りいたします。まず、先ほど申し上げ  
げまゝとあり、小谷無違議員の選任からお諮りい  
たしたいと思ひます。

広域代表といたしまして、小谷無違君を委員に選する  
ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よつて  
小谷君の場合決定いたしました。続いて私の場合で  
ございますが、一ぱらく審議中、副議長に代ります。

で御了承願います。

副議長(小谷無違君) 小谷では石井潔君の選任につき

して御異議ございませんか。

二十番(鈴木市蔵君) 医師または歯科医師

— とういうわけで —

その点ちよつと伺いたい。

保険課長(唐沢貞太郎君) こはは医師会と

意見も徴しまして、それによつた代表としてここにお願い

たうでござります。

副議長(小谷無違君)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(小谷無違君) 異議ないものと認めます。

十一番(伊勢仙之助君) 被保険者の代表の選考の方法です

が、課長より御説明では地域というのを一応考慮

一たと、こういうふうでありますが、地域ばかりでなく掛金の率とか、あるいはつきり申し上げますと、

そういう、それだけの掛金の料率を、

こういうものは全然加味さしていかいか、その点について、  
保険課長(唐沢貞太郎君) そういう点につきましてもは加味してありませんでした。

十一番(伊勢仙之助君) そうしますと大体において掛金の高い人というふうに解してよろしいでございませうか。

保険課長(伊勢仙之助君) 高いとか、低いとか、いう意味じゃございませんで、全然そういうことにつきましてもは、考えておらなかつたわけでございます。

十一番(伊勢仙之助君) 原則的に選考の基準になつてここに現わしてきた人たちが結果的には、そういうふうになつたので

は、はいかと。——私、聞こうとするところは、いわゆる財産であるとか、収入の多い人々のみが偶然にも被保険者代表として選考されてしまったんでは、はいかというふうなところに関問の要点があるんですが、結果的には、そうだったんで、どうかと聞いてるわけです。

・保険課長(唐沢貞太郎君) 結果的には、やはりある程度、名前が知れております。方を選考したために、そういう結果になったというよりは、いえませんが、かならずしも、高額の所得者という意味では、はいかと思わします。

・二十番(鈴木市蔵君) この被保険者や代表という問題に對して、ちやうど伺いますが、石井氏の方は、医師会や——

・保険課長(唐沢貞太郎君) 被保険者や代表は、私の方で選考しましたのでございませう。

二十番(鈴木市蔵君) 財産があり、有名な人ばかり

——加味して推選していただくわけにはいかなかったんです。が、その点、ちよつと。

・保険課長(唐沢貞太郎君) 最初から、そういうことを、つい考えに入れませんでしたために、結果的には、そういうことが出てきました。たことを誠に申しわけないと思っておりますが、この口ひとつ、そういうことは、なるべく気をつけ、おしめて、あらゆる階層からというふうにいたしたいと思っております。

・議長(石井潔君) お諮りいたします。

十一番(伊勢仙之助君) 私は、——この選任を決定するにつきまして、一番懸念することは、この運営委員会は、

公平に運営さすか、問題は、はいんですが、たまたま、保険料率とか、そういうものを算定する場合に、掛金をどうしようにするか、という場合に、一方的に片寄るような意見

がこんご出てきて一部の人々のみが利益を得て、一部階級が損をするというような形が打ち出されるような心配があるんですが、そういうような点について全然ありません。ですからですか、もしその点がないとすれば私は原案に賛成いたします。

・保険課長(唐沢貞太郎君) 決して伊勢議員さんのおっしゃるような懸念はないと思っております。そういう点につきましても、私はとくと注音ぐらいに思っております。

・議長(石井潔君) お諮りいたします。他に御異議はございませんか。

・七番( )  
——  
国保の運営委員でもって診療所の運営委員をかねるということをお願いいたします。すが、こういうことはどうですか。

・保険課長(唐沢貞太郎君) この国民健康保険運営協議会

は法律で定めるところによりまして、選任されるものでございまして、このなかに豊房診療所等々、運営協議会も含めて、運動をするというふうな解釈しております。

七番

（さしては）

人たちのなかに

おいてという一全部が豊房診療所の運営委員になるというわけですか。

保険課長（唐沢貞太郎君）お答えいたします。豊房診療所の運営委員会は法律の規定に基かないものでございまして、このなかの運営委員会でもって同じく豊房診療所のこととやるし、そのほかのこととやるというふうに行いたいと思っております。

二十八番（嶋貴杜作君）いまう問題に関連するんですが、豊房診療所の協議会というものはあったんですが、いつの間にか廃止されてしまっているんですが、あれはどういう

基礎によつてつくら小 とういう基礎によつて廃止之小たか、  
この点をはっきりさせていたただきたいと思ひます。

保険課長(唐沢貞太郎君) 答え申し上げます。実はどうい  
う基礎によつてつくら小たかということは、私不勉強でわから  
なかつたんでございますが、そう任期满了は、この年、この  
運営委員会より任期满了と同じく七月の十二日で満  
了になるのでございませう。

三十八番(嶋貫杜作君) 満了になるのはわかつておりますが、この  
前廃止したというふうななにかあつたんで、そう納得なしで  
私はさうまで黙つておつたんですが、唯が廃止してどう  
いうふうになつたんだか、それをはっきりしていただきたい。  
保険課長(唐沢貞太郎君) 私は廃止したというふうなお  
話は聞いていなかつたんでございませうが、当然、運営  
委員会、豊房より運営協議会ですが、それは七月の

十二日で自然的に解消し、こゝろ国民健康保険協議会の中でもって、そかを審議するうが、妥当であるというふうな解釈はもっておりまいた。

二十八番(鳴貫社作君) そうであるならば、豊房診療所の運営協議会というものを設けられていたうだから、こかを廃止する手続きをとらなければ人を愚弄したことになるやいませんか。委員として、選任しておいて、そらうて、任期がきたから、廃止になるといううことではありにも人を愚弄したやり方に考えられますが、

・保険課長(唐次貞太郎君)

・二十八番(鳴貫社作君)

・議長(石井潔君) 他に御異議はございませんか。

・五番(萩生田七郎君)

あるいはまた、従来より豊房診療所  
の運営協議会というものが、このメンバーの中から互選  
されて

・保険課長（唐沢貞太郎君）お答え申し上げます。

この運営協議会は国民健康保険事業の運営に関  
する事項について、全部協議するものでござりまする。で  
当然豊房診療所等もやはりこのなかで国民健康  
保険事業の中に入るものと思われるので、当然このメ  
ンバーをもちまゝして、全員で豊房診療所もござりまして  
審議したいというふうに考えております。

・三十一番（鈴木市蔵君）

過去何年間というものは

私はいままで聞いたことがないんですが、こんどそういう

ことりない

二十一番

議案につきまゝでは

ただし先ほど来問題になつておりますところ豊房  
診療所の運営委員会

そよから

選任をいたすよば

従いまゝで

いま聞いてみますと豊房診療所に関する点につ  
きまゝでは有名無実かむしろこんごは

協議会

当然国民健康保険の運営  
かような答弁でありますか

私はこの選任

につきまゝで議

会を議決を

議会軽視の点が伺われるのであります。この点につきましては、  
てう明確に御答弁をお願いいたします。

市長(田村利男君) 去年もたしかいま時分だったと申す  
ますが、運営委員会が任期は二年で一年おきに、  
ちやうど参議院が六年おき三年ごとに任期がある。  
こういうふうな任期の——去年任期がきたときに全  
員豊房診療所の委員にもたしか山口議員も御  
同席になって集まっていたので、当時健康保険課  
長は、在表あつた豊房診療所、運営委員会という  
ものは法に基いたものでなくて便宜的に村時代につ  
くったものであるし、また果う指示があつて、そういうもの  
はない方がいいという指示があるうで健康保険運営  
委員会一本やりで行きたいということとを課長からい  
って参りまして、当時去年のたしかいま時分七月

十三日、任期切替え時分、前後に委員会に集まっていた。だいて、そう善後処置を相談したわけであり、ます。当時集まり、まーな委員さんは全部、そういうふうな、事情なら、古い任期の人には、すでに去年の七月十三日に満期にたつる人は、もう再任してもらいたくない。ことし、七月十三日の任期の人だけ、残って、結局半数欠員で、運営がうまく行かないかも知れないけれども、いつまで経っても、イタチゴッコで、——任命しないで一年間、

空席のままにして、来年の七月にたれば、全員欠員になるから、その後、方法をとることが一番望ましいという、ことに結論が、達しまして、当時、豊寿診療所委員、出席した人もあると思えます。なるべく、当時、健康保険運営委員とも相談の上、ことし、七月十三日をもち、新しい組織、たしか、議会にも五人、五人、五人、比を

もつて出すという条例を出したと思つてはありますが、あうとき  
でございませう。さういふことで議会で議決になりまし  
たので、今日まで新しい委員の任命を待ちまゝして、本日  
新しい構想のもとに果て保険課を示す健康保険  
運営委員会を十五名に任命をお願いしようといふこと  
いうわけでございます。

二十八番(鴻貴社作君)ただいま、市長さんから説明があり  
ました。私はこと、公職に関することは、

—— いるんでございませうが、さういふ——

さらにないの、であります。私もさう委員になつてお  
りますが、先だつて金干用届いていた。それも不可能だ  
と思つて考へてゐるんですが、手当として届いてきた  
さういふふうなわけであり、協議会というものが、

にさかしているような気がして、機会があるだろうと思つて

今日まで黙って来たんですが、いま保険課長の知ら  
ないことだと、私考えるから途中で打ち切ったんであ  
ります。市長さんが弁明があったから申し上げるの  
ありますが、もう少し事情をはつきりさせていただけ  
きたいと思ひます。

市長(田村利男君) 私有はちつとうろ覚えで当時の保  
険課長か。ちつと休憩願ひます。

議長(石井潔君) 一ぱらく休憩いたします。

議長(石井潔君) 他に本案に対して御質疑ございせんか。  
市長(田村利男君) 本来ならば本議案の説明前に市長から  
あり前豊房診療所運営委員会が法にのつとらない  
ものであるんで、こゝ際、廃止しよめて改めて本日十五

名を選任したいという言葉を申し上げるべきだったと思ひ  
ますので、改めて――

議長（石井深君）御異議ございませぬか。

二十八番（鳴貫杜作君）ちよつと伺います。市長が議会で

以上、その前提条件としてわかわかの方で――

たぐてはわかるまいと思ひます。わかわか議員として――

――なるかも知れませんが、任命されたものだと考え

ておる。

十一番（伊勢仙之助君）鳴貫議員のいわゆるのは、ごもつともて

すが、一応、これは市当局から、辞任の辞令を出して

いただいたら、それで済むんじゃないかと思ひます。

二十八番（鳴貫杜作君）それ以前に、私から要望してお

きたいことは――

保険課長(唐沢貞太郎君) たいだいまう豊房診療所の  
運営協議会、来月十二日が満期でございます。そ  
う前に市長さんと相談しまして、会議を持ちたいと思つて  
おります。

十一番(伊勢仙之助君) この運営委員会が

聞く

ところによりますと、豊房の審議会ですが、あははニカ年間  
にたったいっぺんかあつて、ないというふうなことを聞いてお  
りますが、こんど運営委員会というものは、どういうふうな形  
で運営されるのか、それとも積極的に二月一ぺんとか、  
三月に一ぺんとかあるいは緊急な問題があつたら

運営委員会を再開してやるというふうな  
うなことになると思いますが、それから任期の点にかりますが  
任期は何年くらいであるか、運営委員会のこのおの状況  
について保険課で考えておることをお聞かせ願いたいと

思います。

保険課長(唐次貞太郎君)任期の点でございますが、この議決を得まうてからお集まり願いまうて抽選かたんかでもよろしうございしますが、二年委員と一年委員を兼任いたします。ですからこんごそは交代、交代になりまうて結局二年というふうになるわけでございします。運営委員会が活動でございしますが、こは他市が様子を見まうてもいずはも活発的に動いておりますのでぜひ二月に一回ないし、三月に一回というふうな会議をもちまうて全面的に御協力を願いたいというふうなことを考えております。

議長(石井潔君)他に御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よって議案第

四十四号は原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) 続いて日程第八議案第四十五号を上程いたします。

(書記朗読)

終務課長(完戸貴君) 館山市高等学校教育施設組合  
で建設いたしました別紙図面にございます。斜線が個所  
でございますが、こゝら

小使室、そ

の他――施設ならびに埋立土地、こゝらに関する  
登記が一切が完了いたしましたので、館山高等学校の用  
にありてゐるために市へこのを寄付いたしたいという申し込  
みが参りましたので、このを受け入れます。実業教育  
の実を挙げようとするものでござります。

議長(石井潔君) 本案に対して御質疑ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井深君)御異議ないものと認めます。よって本案は  
原案通り決定いたしました。

議長(石井深君)つづいて日程第九議案第四十二号を上程い  
たします。

(書記朗読)

税務一課長(黒瀬芳雄君)議案第四十二号の条件の説明に  
つづいて前に都市計画画税の決定にかりましたこと  
をちよつと申し上げておきます。

三十一年度より四月二十四日の税法の改正によりまして  
地方税法の一部改正と並ぶもので、縣市町村の目的税  
が定められたりなかくて、市町村におきまして、固定資産の  
評価額に對して、都市計画法に基いた都市計画事業  
業に對する費用に充てるために都市計画画税を賦課

徴収することができると、こういう税法が発表になりました。たために、本市といたしましては、御承知のように財政方面の赤字団体にあるために、一方都市計画事業に對しましては、起債が打切られると同時に都市計画税をとるようにと、こういう中央からの指示があります。たために、どうしても、財政を建ててゐるためには、都市計画税を賦課徴収しなければ予算上の計画が立たないやうになつたために、一応都市計画税を賦課徴収する。一からながら、御承知のように、固定資産も最低の標準の税率であります。で、できるだけ、最低をとります。で、税法に定められておきますのは、百分の〇・二でありますけれども、当市といたしましては、年度中途でもありますし、なおなるべく税率は低い方にもって行きたいと、こういう考えで百分の二まではとらないで

かたり、都市計画事業の費用に間に合う程度を百分  
〇・一にわゆる千分の一の率で賦課したいと、こういふやうに  
考えて提案した次でございませう。

条例の説明でございませうが、第一条の都市計画税を課  
することができる。それから第二条は賦課徴収については、  
市税条例に定められたほかは定められたところによると、  
なお、納税義務者は区域内、いわゆる、館山市は、五市  
が都市計画区域内にありますので、その全市の区域  
内に所在する土地および家屋に対して評価格を標  
準として所有者に課する。それから二項の評価格とは、  
市税条例に規定してあります。土地または家屋から  
固定資産税の課税標準となつた評価格をいふ  
のであります。それから第三条は、税率でただいま  
申し上げました百分の〇・一、賦課期日はこれは当該年

度が一月一日が賦課期日現在となりませんが、これは固定  
 資産税と同じつもりでございませう。それから第五項の  
 納期でございしますが、これは今年度は中途でありますた  
 めに特例になって、この固定資産税の納期と同時に徴  
 収することができ<sup>お世</sup>せんために第六条の九月と十一月と二回  
 にわたって納期を設けるように条例を決めた次第でご  
 ざいます。第七条はただいま申し上げましたように固定  
 資産税と両方合わせて賦課徴収することができないと  
 認められた場合はこの限りでない。この納期の問題でござい  
 ます。それから第八条は徴税令書の様式でございませ  
 う。これは別に定めます。これは三十一年度分が都市計画税  
 から適用して九月と十一月に三十一年度に限っては納  
 期を定めるとこういう次序でございませう。よろしくご  
 うぞ。

二十八番(嶋貫杜作君) 税務課長にお尋ねします。

こゝ都市計画税を課するということは任意規定であり  
ますか、それとも 規定でありますか。

税務一課長(黒瀬芳雄君) こゝは先ほどちよつと申し上げまし  
たが、課することができると任意でございます。

二十八番(嶋貫杜作君) そういたしますと、こゝはいつ公布に  
なりますか。

税務一課長(黒瀬芳雄君) 三十一年四月二十四日でございます。  
二十八番(嶋貫杜作君) こゝちへ届いたのはいつごろですか。

税務一課長(黒瀬芳雄君) 正式に届きましたのは、こゝは法律  
の発布月日ですが、四月の二十五、六日ごろでございます。

二十八番(嶋貫杜作君) 市長にただちに交付なさいましたか。  
税務一課長(黒瀬芳雄君) そうでございます。こゝは県の方

から、県と、それから、関東都市税務協議会、事務局

から原案を送りまして

等も一緒につきまゝいた

が四月二十五日

二十八番(鳩貫社作君)それから市長さんにお伺いします。が、  
この都市計画税ということは、市長さんはいつごろお知  
りになったんでしょうか。こういうことをお尋ねするわけは、  
この財政再建整備計画を樹てるについて、都市計画  
税を見込んでおらなかつたように、私は現在では見込んで  
あります。が、見込んでお出になつたようになると、財政再  
建計画の出発点があつたのではないかと、それは市長  
さんから、私う記憶では、都市計画税という事について、  
町にもなかつた。それで仮にそれたものを、都市計画税と  
するといふことになる。それないからとるといふことになり  
ます。その間に矛盾を感じるものであります。従いまゝて  
この問題を課する以上、市長さんからいふと

思っておったんであります。そういう意味でお尋ねする  
もんであります。

市長(田村利男君) 第一回の協議会へかけまゝで、そのときに  
いわゆる百分九五というふうなことでお叱りを受けたん  
であります。が、あゝとき、目的税として、――

二十八番(嶋貫杜作君) その以前というのは、いま都市計画  
税という計画をなしてありますが、計画の発表の当初  
において、――

市長(田村利男君) 目的税として、人ロハに入つてある最初に

二十八番(嶋貫杜作君) お話がなかつたと思つてです。

仮に都市計画税がなくても、財政再建整備ができるも  
うを都市計画税をかけるということになるかと、館山市と

いうものは、いつも税金を払うということになるんで、それでお伺いするんです。

市長(田村利男君) 最初に都市計画税というものは、書いてありませんけれども、三百十三万五千円というもので、計画に入れてあったんです。

三十一番( ) この都市計画税をやるには都市計画の設定が必要であるかと考えますが、そう決定は現在できておりませんが、こんごつくて行くかどうか、もしおつくりになければ、どのような方法で決定して行くか、なお都市計画税を納めた場合に――

―― なければならぬんでありますが、それに対する国庫補助あるいは、なんかいそういた形、補助がどう程度にあるかというのを、概略御説明願いたいと思います。

税務一課長(黒瀬芳雄君) 第一問については、都市計画区域は、

現在館山市全区域に打っておりです。それから、なお事業等につきまゝでは、ちっと私の方を離れまゝで建設課へくるために建設課長からお答え願います。

建設課長

工事関係のことについてお答えいたします。都市計画税区域は、館山市全域になっておりますので、この工事を起す場合は建設大臣の承認を得ましたものについては、工事をするわけです。それが工事を起した場合には、三分の一の国庫の負担がいただけです。(「三分の一ですか」と呼ぶ者あり) 三分の一が都市計画税でやっているわけです。そうほかには都市計画税が残った場合には、市の単独事業として都市計画の仕事をやって行かなくちゃならぬことになっていきます。

三十一番

現在本計画に基づいて工事をしている箇所がおりますか。なお将来あるべき目的地がある

かはいかについておわかりになりまらう……

( ) 現在をやっておきますところの海岸の  
重要幹線道路があか  
決定に承認にたつてお

ります。あか都市計画の事業としてをやっておきます。

そのほかには、中央水路は完成いたしますし、そのほかの

計画は、こんご都市計画税によりまして、建設大臣の

承認を得たものについて、工事をやることになっております。

議長(石井潔君)他に御質疑ございませんか。

二十四番

( ) 都市計画税を農村地域より観点から

みますというところ、わいわいただ税金を納めるだけで大体

旧都市の道をよくし、我々は市税を払うだけだと思ひ

ます。市長さんは都市事業をどんな構想でやる

とお考えになっておられますか。それによっては賛成いたし

それによっては絶対反対をいたしたいと思ひます。

市長(田村利男君) 協田議員は

考えてお出でうらやうでございしますが、  
館野地域は村でありませんので、館山都市でございませ  
すので、将来立派な道路、いろいろまた館野地区をもつ  
と、つまり、例えば、房南地区を中心とした公園設定の  
問題もあがっておりますので、決いて館野地区、九重地  
区、富崎地区を

二十四番) ーからばこー

もつてはございませぬ。

三十一番) (こ)都市計画税

希望者がなくて、あるいは、その徴税率が非常に悪いと



の問題について—— 移転的経費その他議案を  
審議する上に重要な事項をちよつと落しましたうで、質  
問だけを—たいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

議長(石井潔君) 十一番議員さんに申し上げます。ちよつと  
いま質問を許可することはまずいと思ひますが、

十一番 ( ) のちほど移転的経費の問題が出てき  
たときにいたします。

議長(石井潔君) —ばらく休憩いたします。

議長(石井潔君) 議案第四十七号、第四十八号を一括上程い  
たします。

(書記朗読)

( ) ただいま委員長報告がございませうか。

とあり、当市におきまゝでは財政再建計画を作成いた  
しまゝで、二十日、日に県へ持参して行つたのでございませ  
う。いろいろ

点につきまゝで指摘が

ございまゝで、こゝをさらに直したならば、二十五日に県へ  
提出するやうに、こゝういふことでございませう。県へ趣  
旨に添うべく訂正いたして、二十五日に県へさらに提出  
いたしたため、ございませう。ところが先に――

事項

とさらに若干の点が改めて指示をされたのでございませ  
う。第一の点は、交付税は従来特別交付金に見込みを加  
え、計画しろといつており、まゝだが、今回は特別  
交付金と計画に見込んで計画に如えろといふこと  
でございませう。それから第二の点は、徴税率を全

国平均より八・三パーセントを上回る八・四パーセントまで、館  
山市は上げろといふことでございませう。ところが、こゝういふと

三十一年度では徴収額はグッと上がってくるが、大体三十一年度で徴収して滞納繰越分等が少なくなるので三十一年度ではその収入額が減ってくるのでそうすると、自然徴収というものが、シグザグ形になって自治庁ではこういう結果になることを嫌うので、三十一年度よりも三十二年度の方が徴収率が上昇するように計画しろというのでございます。それから第三番目は前には再建計画を予算と一致するようにつくふというのでございまして、かかわらずしも一致しなくともよい。年度中に一致すればよいというふうな理由でございまして、徴収を年々上昇させるといふことは、数字的に比較的簡単でございしますが、實際の問題になりますと、相当無理な点も矛盾な点もある程度、理論的には、こころしろというのでありまして、それによって計画し直しまして、この結果をみたうでございします。

まず、最初の一枚目でござりますが、この財政再建計画書については、第一に財政再建の基準方針といたしまして、再建期間と基本方針を實際的に述べたのでございます。

第二には再建に必要な具体的措置として消費的経費の節減抑制ということと、その他経費の節減とそれから税外収入の増収化等に関する事項について具体的に述べてございます。この財政再建計画書を提出するに当りましては、これをどういうふうにして計画をするかという裏付けの資料が必要であるというので、つぎの三枚目以下でございますが、別表の普通再建年次総合計画——書をつけることになりましたので、まず三番目から御説明をいたしたいと思っております。第三番目をお開き願いたいと思っております。

歳入のうちどうとまん中で昭和二十九年年度から昭和三十三年  
度までの一応財政計画が樹つてございます。二十九  
年度は合併後の決算におきまして記載したものでござ  
います。三十年度は会計閉鎖当時より決算によつて  
その實際額を計上いたしたのでございます。計画の  
重点は三十一年度にございますので、主として昭和三十  
一年度の収入について申し上げたいと存じます。ここに  
カッコで歳入としてその下に一市税とございますが、この市  
税の総額は一億二千八百四十四万七千円と計画をしてご  
ざいます。こゝをさらに普通年度分と財政再建のため  
の増収分に内訳で示してございます。すなわち普通  
年度分を一億二千三百四十一万一千円、再建増収分を五百  
三万六千円といたしました。

普通税は三十年度中相当に実績をあげまして七六

パーセント率で徴収をいたしたうでございませう。しかし  
 全国平均が二十九年度がパーセンテージをみますと、八二・三  
 パーセントであつて、これに比べますと、なお低い徴収率で  
 ある。それで果して指示によりますと、これを八六パーセント  
 以上を目標にしろつということではございませう。その率  
 を上昇させて、徴収額もそれによつて増加する計画を  
 樹てたうでございませう。

なお、三十一年度から地方税法の一部が改正になりまして  
 条例によつて目的税を課することができ、この目的税は  
 都市計画税でございませうが、これを創設いたしまして  
 調定額が三百九十四万、大体八三パーセントに当る三百二  
 十七万円を徴収する計画を樹てたうでございませう。

この詳細な計画内容につきまゝては、五枚目から七  
 枚目まで税収入計画表として添付してございませう。

御覽をお願いいたしたいと存ずるうてございます。

こゝ表うなかり第一は二十九年度から三十二年度までう  
税う徴収計画、そゝから第二は同じく各年度う滞納整理  
計画について現わしたもゝでございます。

第六から第七枚目はとくに三十一年度と二年度う税う収入状  
況について調定額と収入額と徴収率について

にしたもゝでございます。第三枚目に戻っていただきます。

第三枚目う第二といたしまして、地方交付税がございます。

こゝは——改定等によりまして三十一年度

う普通交付税う終額見込みはある程度見込めると思

ううてございます。現在の段階では自治庁う指導

方針による慣習を用いまして計算いたしたもゝで

ございまして、こゝに普通交付税と特別交付税がござ

いまして普通交付税を三千五百二十五万円、そゝから

特別交付税を二百三十三万九千円といたしまして交付  
 税の総額では三千七百五十八万九千円と計画いたした  
 のでございませう。第三の財産収入は四百十二万六千円と  
 計算してございませうが、こゝうち競輪収入を三百万  
 円と見込んでございませう。なお競輪収入は四日制で  
 ございましてたゞが、六日制にふるえましてたゞで、最終的に  
 はもっと増加することをおもうのでございませうが、収入—  
 —は三百万円をもって計画いたしたのでございませう。  
 第四の使用料、手数料は確実に見込み得る限度にお  
 きまして、当初予算に計上いたしてございませうので  
 その数字をもつて一千二百四十九万九千円を計画いた  
 したのでございませう。

三十年度の決算見込額よりも増加しておりますのは、  
 高等学校の授業料等の値上げによるものが主なる

原因となっております。それから第五の國庫支出金につ  
きま—ては—

補助金を伴うものにつ  
いて検討を加えま—て、各事業別補助金より額を合算  
額として事業費に対する各種補助金より見込額で  
ありま—て、こゝを三千四百七十九万二千円と計画いた  
た—でござ—います。

第六の県支出金は國庫支出金と同様の見地に立ちま  
—して、二百四十一万九千円と計画をいた—た—でござ—います。  
第七番目の寄付金でござ—います。こゝは事業費より  
—入るものがありま—ては、従来— 計算い

たしま—して、地元より寄付金とその他、確実に収入し得  
る一般寄付金等を計上することといたしま—して、六百  
九十八万九千円と計算をいた—た—でござ—います。

第十の雑収入につきま—ては、使用料、および手数料と

同じく市税の延滞金とかその他につきまゝして当初予算にすでに計上してございますので、その額をもつて六百四十七万二千円と計画いたしたうでございます。

第十一の地方債につきまゝしては、本年度より地方債計画を地方財政再建計画指導方針と重要な関連を持つもうでございまゝして、現在より段階におきまゝして、このはつきりした見込額ということは推定することは困難でございます。が、大体県の指示によりまゝして一番はじめは九百万円と計画いたしたうでございます。その後、大体四百万円程度、か館山市は見込めらうではないかという事でございます。この額を四百万円に縮小して計画いたしたうでございます。大体以上のように計画をいろいろ

繰り合わせまゝして、昭和三十一年度の歳入合計は二億五千三百四十八万六千円となります。が、この中には那古小

学校あるいは一中の建築起債として見込んでございませうが、これはまったくの——二百八十万分を落として歳入を、このように決めたいのでございませう。

つぎに三十二年度は県の指示に基きまゝで大体三十一年度よりも市税の徴収額が上がるように計画しようということではございませう。歳入額合計では二億四千二百十八万五千円と定めてございませう。目的税で五十二万増加してございませうのは、三十一年度で大体——パーセントくらい未納となるというので、残ったものだけである程度入るといふので、その滞納額を収入をみたわけではございませう。なお、三十三年度につきまゝでは赤字解消年度の計画書に記載してございませう。財政計画の——をみるようにしたいというので、大体三十二年度と横ばいを下回る程度で計画いたしたくてございませうが、実際に近

い正確な計画というものは、まだ三年先でございませうので、非常にこれは、実際には、そうと云ふに、ならなければ、なお正しい計画は、できたいもうと思つてございませう。つぎに第四番目をお聞きになつて、いただきたいと思つてございませう。第四番目の表は、歳出に關するものでございませう。歳入と同じく二十九年度と三十年度は、各年度の決算によつて計上をいたしたものでございませう。三十年度は、年度内での計画をいたしまして、最初赤字が一千八百万程度残るではないかと考へておつたのでございませうが、その後非常な税収が伸びたので、歳出の合計が二億四千三百七十七万九千円となつて、赤字が一千四百十五万三千円減少して参つたのでございませう。

三十一年度の歳出合計は、二億五千三百四十八万六千円と計画をいたしたものでございませう。第一の消費的経費

というところでございますが、これをさらに人件費と二で  
物件費、三でその他に区分してその合計を一億六千四百  
七十九万八千円に計画をいたしたためでございます。

それから第二の投資的経費は普通建設事業費と、そ  
れから二で災害復旧事業費とそれから四で失業対策事  
業費に区分してその合計を五千五百八十九万一千円に計画  
をいたしてございます。第三の交際費につきましても、交際  
費が二つになっておりますが、当市は総務課で九百十四万四  
千円に計画してございます。

それから第四の繰出金につきましても、一千五百万円に  
ございます。第五番目の前年度繰上げ流用金を一千  
四百十五万三千円といたしまして、第六で赤字補てん金と  
して八百万円計上してございます。歳出合計を二億  
五千三百四十八万六千に計画をいたしたためでございます。

一からこの年度中にはなお赤字が六百十五万三千円  
残ります。組合の未償還分がなおこの表によりま  
して七百七十五万九千円残るということになりま

いかえますと、三十一年度中におきましては、組合から  
借りております一千万円のうち、二百二十四万一千円と  
二十九年度の赤字を八百万円解消するという計画で  
ございます。歳出の計画につきましては、あくまでも赤  
字克服を確実に達成するという目標をおいて  
赤字を解消しながら、その反面におきましては、でき  
得る限り各種事業もやっで行こうという計画でございま  
す。このためには消費的経費につきましては、できる限り圧  
縮を加え、節減をして、それから他会計へ繰り出す額は  
極力減少するか、または全廃するように特別会計の運営  
を合理化するよう努力する必要があるでございます。

このためには、消費的経費の最高を占めます。人件費等につきまゝでは、てき得る限り、その増加を抑制するとともに、物件費やその他、消費的経費につきまゝでも、できる範囲内で最低限度に止めることを目標に、まゝしてこの計画に従い、まゝして別に資金計画というのを定めて、両方から、この費用の節約ということに努力したいと思つて、まゝして、投資的経費は、それ以上に及ばし、まゝして、年度ごとに上昇線をたどつておきます。この、あるいは、

等につきまゝしては、八枚目と九枚目に投資的経費の実施状況一覽表というものがございまして、御参考に御覧わかつていただきたいでございます。また、先ほどの四枚目にかえて、いただきます。第三番目の公債費につきまゝしては、三十年度以降の起債の目標額において、元利金の償還額を算定、まゝして、一時借入金、利

子見込額等を加算したものを計上して九百十四万四千円と計画してございませう。起債は据置き期間を過ぎて参りまゝで、だんだん償還期に入つて参りますので、三十三年度におきまゝでは、八百八十七万二千円、三十三年度におきまゝでは、九百五十五万八千円というように上昇線をとっておりませう。第四の繰出金は百五十万円でございますが、これは公益質屋へ五十万円、それから国庫会計へ百万円、繰出す予定のものがございます。国の方針といたしましては、特別会計はあくまでも独立会計であつて、採算の向くようにその会計を運営して行くべきであるし、とくに国庫に對しては一般会計に依存することなく、もし必要があるならば、国庫会計自身で繰り上げ流用をすべきであるというふうな見解をとつておるものでございまして、そういう關係で再建

団体は繰入金までできる限り計上を避くべきであるといっておるのでございます。しかし、当市の両会計の現状をみますと、なお育成助長にだけはならない現況でございますので、本年はこゝ以上増さないことによりて三十二年度以降は特別会計本来の独立採算の方法でその姿でもって行つてもういたいと考えておるのでございます。

それから第五番目、前年度繰り上げ補充金は三十一年度におきまして決算の結果、一千四百十五万三千円と、三十一年度中の赤字を六百十五万三千円として会計の——六万九千円の黒字が生じるように計画を樹つてございます。

三十三年度はまったく黒字財政といつてよろしいかと、九万五千円残るといふ計画をいたしてよろしいかとございます。

第六、赤字補てん金でございますが、これは三十一年度

て八百万円、その外三十三年度で六百十五万三千円を計画してございませう。三十二年度で完全に黒字財政に立直すような計画でございませう。最後に第十枚目から十四枚目にわたります。三十一年度、寄付金等の支出計画について申し上げます。

(議案第四十八号 昭和三十一年度、

館山市歳入歳出追加更正予算、そのうち歳出から御説明申し上げます。歳出の中の人件費について

私より御説明申し上げます。人件費は市役所費、

土木費、失業対策費、保健衛生費、環境衛生費、

費、それから消防署費と中にありますが、これは消費防

署費の司令期末手当二千円を除いたほかは全部臨時

用人の期末手当でございませう。合計いたしまして臨時

用人の期末手当は四万一千三百三十七円、人員は二十七人

計上しております。わいわい職員は六月十五日現在には在職  
しているものは毎年六月に期末手当をいただくんですが、  
ますが、それは当初予算においてすでに予算化しており  
まして、臨時用人の方は全然当初予算に計上しておりませ  
んでしたので、このたび支給いたしたく計上いたしたのでござ  
います。その割合は在職期間一年以上のものには、給料  
の九日分、六カ月以上一年未満の在職しているものに対しま  
ては、七日分、三カ月以上六カ月未満のものに対しては、  
日給の五日分、一月以上三カ月未満のものに対しては、日  
給の三日分を支給したいと思っております。予算総額四万二千  
三百三十七円を計上いたした次第でございます。よろしく  
お願いいたします。

( ) つぎは議会費につきまして御説明申  
し上げます。議会費の三十三節の負担金は六万八千

用でございませう。これは当初移転的経費として計上する予定もございませう。この額はそれより納付する分でございませうので省略をいたします。

それから市役所費におきまして、監査費、戸籍事務費等にございませうも同様でございませう。十項の管理費で庁舎修理用資材費として五万二千円計上いたしました。今回分館を設けることになりまして、この自転車置場の木材、トタン材料その他でございませう。

それから二十二節の委託料、三十二節の負担金等につきましても、やはり移転的経費からここに組み替えたものでございませう。第三款の消防費は四十万八千円でございます。このうち第二項の消防団費に三十万八千円として

委託金というのがございますが、これは消防団の統合改革に当りまして、公設消防から自警団

消防になりまゝの団体がございまして、こゝらう  
によつて手引カソリンポンプに対しては、一台一万円、小型  
動力ポンプに対しては、一台七千円、——ポンプについては、一台  
五千円、補助金を出すというので、現在自警団になつて  
おりますが、こゝが移転的経費や關係で委託金と  
組み替えまして支出したいと思つてございまして、  
手引が三台で三万円、小型が四台で二万八千円、——が  
三十台十五万、合計二十万八千円になります。

( 第四款 土木費 について御説明申上  
げます。第一目、維持修繕費におきまして、修繕料八  
千四万円計上いたしまして、こゝは橋梁修繕料とい  
つて、七十七万円、道路修繕料といつて、十四万  
二千四百円は、農業補助金でございまして、橋梁が七十七  
万二千四百円、今月十九日に館山、——組合や自動車

が、氷七トンを積んで通行中

いたりまして三本を欠損し大  
破いたしました。かかる事態をいき起りましてたことは誠  
に申しわけなく深くおわび申し上げる次第でございます。  
現況のほとんどは  
となつてお

ります。関係上、木橋については、拮段の注意を払い、適  
切な処置を図り、こんごかかる事態のないよう注意いた  
したいと存じます。こんご不良橋梁の補修にとくに  
専念をいたしたいと存じます。 改築費工事請負

費五十万月は、県道の西岬実瑞の南

象の

県道を改修することになっております。これは、県で

約六百メートルの区間をやり直します。あとが残りまして

三百メートルは、鉄道の補助金を市で受け入れたし

まいて、市が県に代りましてゑるということになります。

こゝは、鉄道から県に寄付金を受け入れたしましても、  
實際の工事費を増額できないんでありまして、市で受  
け入れた場合は、寄付金全額が工事費となつて、工事が  
非常に早く完成すると、こゝういう意味合におきまして、

鉄道の方から五十万円、市が受け入れた、その五十万  
円で市が県に代つて工事を着工いたしまし、南

改修が今年で全部終了いたすことになつております。

負担金七十万円、こゝは、県が寄付金を更正いたした  
あります。こゝも移転的経費として組み替えました。

河川護岸費——— 原材料費におきまして二十

万、こゝはさん橋、けい船——— その他河川等におき

まする維持修繕費に充てたいと存じます。二目、

改築費、こゝは船形漁港の修築費のうち、国庫

負担率が——— になりました関係上、市の負担とい

たします。金額が減りまして、二百三十五万

つぎに審時

負担金二十万円でございすが、これは相模港におきま  
して防波提う。これは災害復

旧工事とからみ合わせまして、防波提五十五メートル中

二十メートル、工費は四十万円程度かか

まして負担金二分の一、二十万円を計上いたしまして。

水道費は七千五百円、水質検査委託料、これは移転的経

費から組み替へました。調査費同じく、食糧費委託料

負担金補助金全部移転的経費から組み替へた

ものでございす。つぎに都市計画の六百二十一万一千

百円、これは当初予算より、百三十万円の増加となつて

おりますが、本年度六百円、工費といたしまして決定

いたしました。この工事の性質は臨時就労対策事業

でございまして失業者を使うということになって参りましたので次ページの失業対策事業費の方から人夫と重要幹線道路へ流用いたします。関係上失業対策事業費が減りまして重要幹線道路がふえた。こういう結果になっております。以上失業対策事業の方は当初一日三十人、失業者を救済するという目的でございまして、臨時就労対策費のすなわち重要幹線道路が確定いたしますので、こんご一日二十人の就労となっております。以上簡明であります。――

(六) 六目ノ学校教育費のうち、六万月  
 追加でございます。これは、研究学校補助金、教科研究  
 補助金等を組み替へたものでございませう。小学校費  
 におきまして、百万四千三百五十六万月追加でございませうが  
 雑手当四千三百五十六万月、学校給食婦人期末手当  
 でございませう。工事請負費、二万四千七百月、北条小  
 学校気象観測塔建設工事費でございませうが、気  
 象観測用の施設をいたたいというので、これは——更正  
 いたしまして、こう施設をいたたいというのでございませう。  
 営繕費で工事請負費、百万月、北条小学校講堂修  
 繕工事を計画したものであります。これは、同校期  
 成会から受け入れました寄付金、百万月でとりあへず、その工  
 事をやろうというものでございませう。公民館費で三万一千  
 九百六十月追加でございませうが、これは、各種公民館で

開催いたします。各種講座、講演会等々開催に要します。以前は移転的経費に含んでおりましたものを全部公民館自体が承るようになり、替えをいたしております。青年学級費におきまして、一万九千四百二十五円を追加でございますが、これは豊房青年学級に常勤しております講師の期末手当として計上いたしました。図書館費で三千九百四十八円でございますが、これは図書館の臨時用人の期末手当と備品費から一万五千円を更正し、さらに学級費の修繕料より一万円を更正し、工事請負費二万五千円を計上し、まして図書館の事務室を増築しようとするものでございます。それから負担金補助および交付金二千四百円は図書館協会へ負担金でござい、社会教育費で三十七万六千円を追加でございますが、これは全部三十年度で移転的経費として計上したものを組

みかえりたもつてございしますが、主たるものは文化祭、夏季  
季大学成人学級、各種団体と共催行事、そういうよう  
なもつり内容でございします。体育費で二十万四千円が  
追加でございしますが、これはやはり体育協会へう補助  
金を市自体がやるために組み替えいたしましてた額でござ  
います。以上です。

（つづきまゝ）八款より社会および労働  
施設費について御説明申し上げます。福祉事務所  
関係としては今回八万五千九百三十円、追加でございします。  
そのうち六項より福祉事務所費として二万二千九百三  
十円、これは――追加計上額でございまして、これは  
生活保護法より事務の施行に伴います国より補助金が  
今回内示額が参りまして二万二千九百三十円だけ増額  
をすると、こういうことになりまして関係上、これを支出



まなるものでございます。以上

厚生課長(羽山房雄君)つづきまして十一項より更正援護費について御説明いたします。十七万二千四百円の追加をお願いいたしました。これはすべて負担金補助、交付金より移転的経費でございます。さらに九款保健衛生費について御説明いたします。六項のと場費におきまして二十二節で委託料として七千四百円をお願いいたします。これは従来より委託金を組み替えたものでございます。なお、五千三百円——これも移転的経費でございます。

つぎに十一項より——におきまして二十四節の工事請負費におきまして八万円の追加をお願いいたしました。

これは公衆便所ブロック建二坪の建築費でございます。つぎに十二項の衛生費におきまして二十二節委託

料四千円、こゝも移転的経費であります。以上よろしく  
お願いいたします。

(一) 款、産業経済費について御説明申

上げます。一項の農業委員会費、こゝは二万一千五百  
円、追加でございませう。こゝは、農業委員会

― 二項の農林費、こゝは百五十九万一千九十五円の追加で  
ございませう。委託費で五十万四千四百四十五

円、二節の報償費、二十八万五千四百円、こゝは、  
報償金が二十六万六千円、こゝは、そゝから、― 共進

会、― 金四万一千円、― 協議会、―  
金一万五千三百円に納めておきます。― 五百五十

円、こゝは、― 共進会と、― 協議会、― 運営費で  
ございませう。食糧費、四千九百円、こゝは、― 共

進会と、― 協議会、― 賄料と思ひますが、こゝは、―

「議事進行」と呼ぶ者あり

一番大きな土地改良費を説明いたします。安房中央用水改良事業促進事務委託料 二十三万四千二百円、安房中央用水改良事業本審査実施設計委託料五十一万三千円、安房中央土地改良区設立事務委託料十八万六千円とっており、その負担金補助および交付金百九十八万一千七百五十三円、これには郡市土地改良協会負担金が三万四千円、団体土地改良事業補助金 三十九万二千五百円、県単独土地改良事業費補助金 三十四万七千円、農業振興用開発整備事業補助金 七十七万一千五百十三円、林産資源開発整備事業費補助金 四十三万一千五百円とっております。

商工水産課長(吉田耕一君) 産業経費のうち、商工費を御

説明いたします。二千五百円の食糧費でございますが、こゝはいままで移転的経費でございます。いま一ものを組み替へて食糧費として二千五百円を計上いたした次第でございます。つぎ委託料でございますが、やはり負担金補助であげておきましたものを今回委託料として組み替へるに三万円を計上いたした次第でございます。つぎに水産費でございますが、六ヶ月雑手当でございますが船舶職員講習会講師手当でございますが、こゝも船舶職員講習会負担金として一括果の方へつて果が実施していただいておりますが、移転的経費の関係から今回市でやるという方向に持って参りまして、講師の手当として七万五千円、それから船舶職員講習会の講師その他助料として食糧費で一万円、つぎをあげまして借料および損料といたしまして

会場その他借上げといたしまして一萬五千円を計上  
 いたしまして船舶職員の講習会を実施いたしたいと  
 考えるものであります。なお、また元へかえりまして、  
 十三節の食糧費の海週間行事も負担金を納めて  
 共同で実施しておたうでございしますが、今回やはり市  
 であるというふうな計画のもとにこういふ組み替えをいたし  
 まして海週間行事の賄料といたしまして一万円を  
 計上しつぎの十三節の借料・損料におきまして――  
 会場その他借上料といたしまして三万円を計上いたし  
 た次券でございします。二十四節の工事請負費でござ  
 います。が、こゝは――――につきましては、あ

あいう追加をお願いしたいと考えるものでございまして、

こゝは、――――の工事費といたしまして、お願いい

たい。こゝう考えております。以下水産費は御説明を

省かせていただきます。つきに観光費でございますが、観光費におきまゝで講師報酬といったしまして、一万円を今回お願いいたします。つぎ委託料でございますが、いままでやはり負担金といったしまして、支出しておったものを今回委託料といったしまして、観光と物産の房総展、それから海なし県に対する観光宣伝というふうなものを委託料といたしまして、今回計上をお願いしたいと考えるものでございます。以下負担金補助金におきまゝでは省略させていただきます。

(十二) 統計調査費について御説明申上げます。雑手当り二万七千三百十円、これは四月一日実施り調査と六月一日調査員の手当でございます。つぎ十一節の四万二千百円、これはによる調査でございます。これは歳入の方へ

かう預託の費用がくることになっております。

(「了解、了解」と呼ぶ者あり)

(「選挙費につきまゝて御説明申し上

げます。主といたしまして選挙費中、参議院議員の

選挙でございしますが、当初予算當時——に見込んで

おりまゝのために御承知のとおり、今回の参議院選挙

は七月の八日がちやうど日曜にたりますので、職員が超

勤手当と一まゝで十六万一千四百円、需用費におきまして

——こゝは——をこしらえるために

お願いいたのであります。食糧費は投票管理者なら

びに投票立会人や協議会をやりたいということ、いま

のところは投票当日投票かんの装置に参らぬ管理者

ならびに投票立会人や弁当を出したいとかように考えま

した。印刷製本費はこんど全国区選出議員を——

でございしますが、果で一括印刷してくれるそうでございまして、その印刷代を二十五万円見積ったのであります。以上簡単でありますが、

(十四款)の公債費は一時借入金より利息として八十九万円計上いたしました。これは館山高等学校施設組合から百万円一時借入するものとして一千万円に對する八分九厘の利子でございします。

・税務一課長(黒瀬若雄君)つぎは十五款のうち徴税費について申し上げます。徴税費のうち市税調査費で旅費で六万円、賃金で三十六万六千六百円、これは御承知のように本年度が固定資産の評価を決定いたしました。まして、なお三十一年度にはそのまま据え置きと三十三年に改めて評価の決定にいたしますので、三十一年度二年において土地および家屋より以上の調査

をいたしますために、三十一年度で旧村を対象といた  
 しまして、家屋と土地の調査をいたしまして、そのた  
 めに臨時用人を延べ二千四百四十人分の三十六万六千  
 六百日でございます。負担金および交付金では自衛  
 隊関係の負担金でございます。これは三日の徴税  
 費と同時に一万四千円でございます。よろしくどうぞ。

( ) 四項の市振興費について、御説明を  
 申し上げます。このうち三十二節に十三万七千五百円、  
 日本電信電話債引受け機関に対する利子補給交付  
 金としてございしますが、これは電信電話債券を金融  
 機関が五百五十万引き受けておきますので、この二分  
 五厘に對するものでございます。つぎは七項の前年度  
 繰上流用金につきまして、当初一千八百万を予定いた  
 したわけでございますが、実際に一千四百十五万三千円に縮

少いたしましまたうで、三百八十四万七千円を更正減にいたすもうでございします。 最後う八項の諸支出金で――

――償還金として二百二十四万一千円計上してございします。が、こゝは館山高等学校の施設組合の一千万円をこゝの三十一年度で二百二十四万一千円だけ返したいという計画でございします。赤字補てん金として八百万円を計上してございしますが、こゝは今回自治庁の指示によりまして赤字を解消する場合には、予算の面で解消額を現わすというので、八百万円をこゝに計上いたしたうでございします。

つぎは歳入につきまして、御説明申し上げます。歳入一千八百五十九万二千五百七十四円を今回う追加を賄うために市税におきまして、二百三十二万六千六百六十九円を追加いたします。それから交付税は地方交付税におきまして五百五十八万九千円を追加財源といたしました。国庫支出金

は社会福祉——事務負担金 都市計画事業費負

担金、失対り補助金——施設り補助金——

委託金<sup>等</sup>でございませう。第七款り交付金は、三十二万八千円で

ございませうが、こゝは従来——寄付金といたしまして

伊戸地区、船形漁港、館山港修築、寄付失対り地え

寄付等が、こゝは事業費変更によりまして、更正減に

なるものでございませう。それから、四項の教育費、寄付

金といたしまして、百万円は、北条小学校の講堂、修築

工事の寄付金でございまして、こゝは金額関係地域から

寄付によることになっております。

五目の保健衛生寄付金、一百万円は——山口公衆便所

をつくる関係で、この経費、八万円のうち、一百万が地え

から寄付になります。十一款の市債は、八百八十五万三

千円の追加でございませうが、こゝは、こゝの事業の変更

更によりまして、当初予算に計上いたしまして起債額に  
変更がきておりまして、今回更正をするものでございませう。  
なお、自主再建債といたしまして、一千四百十五万三千円計  
上いたしましては、こゝは八百万円を三十一年で解消する  
という目標を樹てて、それに計上する関係で繰上流用  
分だけ、こゝに財政再建債として現わしておくようにと  
うことでございまして、こゝは実際はただ形式だけで  
ございまして、この再建債の融資はございませう。以上。  
議長（石井潔君）四十七号議案ないし、四十八号議案一括  
御質疑をお願ひいたします。

二十番（鈴木市蔵君）人件費について質問いたしますが、こゝは  
は———について関連性がありますから、市長さんにとつと  
伺っておきたいことがあります。これは新聞でやま—たん  
ですが、市の吏員の中で給料が上がる人は上がる。上がる

たい人は上がらない。それを職員組合から抗議を申し  
 込むというのを新聞でちよつとみたんですが、それで調  
 査をしてみたんですが、四五人ものものを調査してみた。そう  
 したならば、いろいろの答えが出てきたんですが、前議会にお  
 いて伊敷が議員からなぜ国家公務員法は地方公務員に  
 準じて給与ベースを上げないかという質問に対して市長  
 さんの答弁では、館山市は財政が困難であるから、そういう  
 ことはいまのところは不可能だから、いまこりまで、ええ  
 いきたいというような答弁があつたんですが、どうも私  
 は不思議なんで、それで調査をして、四五人調べた。そ  
 うしたならば、一年も——その人は全部

昭和二十九年、五月を中心にして——そうし

たならば、その五人の中の一人が昭和二十九年の十一月に一号  
 俸上がつておる。それから、昭和三十年の七月にその一人が三

号俸上がっている。その場合あと四名は一号俸ずつ全部上がっている。三十年の十月はその一人が二号俸上がっている。そのときに五人の一人が一号上がっている。そのつぎに三十年の四月に——三名のものが、二号俸上がっていて、あと二名のものが一号俸上がっていて、あと三名のものが、そのまま据置き、こういうふうになっているが、この給料をどう上げたかについては、そういう見解があつて、こういうふうにあげたと、その点を御答弁願いたいと思ひます。

市長(田村利男君) 月給の問題でございますが、いろいろ六村合併に伴いまして、各吏員のデコボコが非常にはなはだしいということが強く叫ばれておりますので、調整の關係、または勤情の關係ももちろん入っております。いろいろ勘案—ま—たもうを秘書課長に命じて実施させておりますが、以下課長から説明させていただきます。

秘書課長(山谷潤昶君) ただいまの御質問にお答えいたし

ます。 六カ村合併後給与調整ということを職員組

合から強く要望されておりました。一カー給与調整は

早急心調整するということは、—— ところで最初調

整に当りまして勤務年数、役所に勤めた年数、こゝを

基準にしてある程度調整いたしてございませう。その後

こゝは勤務年数、それのみによるべきものではなから、年令

学歴過去の経歴年数、こゝによるべきが正しいんじゃないか

そう、うの見解のもとに昭和二十九年の十月だと思ひましたか

人事院で、—— 市役所職員各個人

個人に関する過去の経歴年数、学歴、そういうものを勘

案して、その後昇給を作成いたしてございませう。

たまたまある職員が同じ職務といひますか、それら職員か

らみまして、著しく低かつたのでございませう。低いと同率

にまで持っていくのはまだ早い。一応過去の経験年数、学歴、  
そういうものを勘案して、その人の適性であるという適性  
給料を一応出しまして、どこまで持って行っても、差し支えな  
いんじゃないか。そういう見解のもとに、どこまで持っていったら  
てございますか。そして、そういうものを一応出して、市長  
さんの決裁をもらったのでござりますが、この過去の経験年  
数の計算の方法、これは現在、私どもが目標としております  
ものは、在家庭、家庭においた場合は、一カ年、年数を二割五  
分、三ヶ月みる。また自衛隊に行っておいた期間も、二割五分の  
期間として計算する。また、民間会社において、事務系統  
とやっておいた場合には、一カ年、八割を経験年数として計算  
する。また、同一官庁、例えば、県庁とか、他、役場とか、役  
所、そんなところにおりまして、同一官庁におりまして、ものに  
対して、一カ年、経験年数を十割みまして、一カ年とする。

こういう計算でもってやっております。それに基づきまして、各個人個人の適性給料というものを一応把握したのでございます。それによって適性給料ということをしましたところが、現在の職員が給料は、その適性給料に比較して、十五号以上、下回っているものもありません。また、十五号以上、下回っているものもありません。こういう結果に合ったのでございます。こういう差が三十号、そういう差があるので、これをそのままにしておいて、ただ、定期昇給をみない様にやっていた場合には、近づくか、かかる停年制、例えば五十五と決った場合にある職員は、三万円以上ももらって停年になる。あるものは、一万二、三千円で停年になる。これは、両方とも同じ恩給つく職員でありながら、余りに不公平ではないか。そういう見解のもとに、どうしても、これは、過去の経験年数というものを、相当大きく採り上げたくはない。

こういう点から、今調整しているわけでございます。最近新聞紙上でも御覧になった職員組合から云々ということでもございますが、これは別に職員組合から抗議はありませんが、ただ懇談したり昇給について説明を求めたいからというので、職員組合の役員会を開き、その席に私も臨んでおたつてございまして、私の方で現在一つある調整法を話したわけでございます。その後秘書課に対して資料を借借して、こういう申し出がありまして、資料も貸しておきます。又聞するところによりますと、職員組合としては、この過去の経験年数の計算の方法、例えば、在家庭、家庭におつたもうと二割五分かみない、また兵役関係のものも二割五分かみない、これは余りに低い、もう少し多くみてもらいたい、こういう意見が出たようにも聞いております。また他の官公庁、同一系統の他の官公庁におつた場合、

十割、人事院調査に基いて十割みているのであります。が、こゝは少く多い。こゝをいくらか下回わらせたい。こゝも持っておるようでありませんが、しかし職員組合としては、総会を開き、全員に諮ってある線を出したい。こゝも考えておるようでございます。なお、その相当額の上回わっている職員に対しては、一時、給料を下げるということは、総額においては変りませんが本俸、そのもうを除き、その差額が上がっているもう、分を調定額。そういうもので、昇給してもらいたい。こゝも要望が出る。ようでございますが、それは別に

よく検討

したいと思っております。先般、私はある地方を三、四、視察したてであります。ある市にまゝでは、合併の際にその高まり、経験年数、学歴、そういうものを勘案して、六千円下げたものもある。また、六、七千円上

げたものもある。こういうふうにして合併の際に一応  
御破算にしまいで全部やったためにそのときはずい分  
不平が出たそうだが、最近では不平をいうものもなくな  
った。そういうふうになっている市もあります。こんど私  
らの方でこんごう要求につきましても、こういう悩み  
はいつまでもつづくのであります。当分 と心  
います。幸いにいて職員組合が細かい点まで突っ  
込んで調査し、それによって市の方へ要望といたしますか  
しい。こういうことでありますので、主管課の課長と  
まては、ずるい考えでございしますが、いくらか、肩が軽く  
なったような気になつてあります。どこまでも、私は大多数  
の職員が満足行くような給与方法でもって行きたいと思  
つております。いつも昇給、またはいつか人事異動に  
つきましても、不平をいう職員は、かならずあるもので

ごさいます。こは全部満足行くという事は望ま  
ふないであります。同じ人間同じ勤務して同じ  
年数を勤務しておりましても片方はまじめに  
おる。そう思っておは同じに昇給した場合にまじめに  
ゑても同じにやないか。こういうことになりま  
す。

なおまた私の方で著しい差額をつけて昇給  
した場合には、ふだん急慢であつても本人自身はな  
んだ同じにゑておるんじゃないか。それにもか  
かみらず、俺だけはどうして昇給させなかつた  
んだと。こういう不平も起きま  
して、必ず一部のものには不平が起きるんで  
ございませうが、私はいつも考へておることは、  
大多数の職員に満足行くようにせよ、念願  
して調整等に当たつておる  
てあります。

二十番(鈴木市蔵君) 誠にさくわがりましたが、ただいま、御説

明り中に学歴云々から年数云々というところが出たんです  
が、病気云々ということは、おまかせして、ほかの官庁は  
要するに税務署あたりでは、病気をすれば昇給が遅くなる  
ということをよく聞いておりますが、私は役所の中が不平  
不満があるということとは、とりもなおさず、

いうふうには解釈しておるものであつて、今後とも、余りこの  
給料の上がる率が、ずいぶんデコボコがありすぎる。この  
点において、こういうふうな、今、あなたに、いつた、實際  
に、この人を上げて、他にも、名分が立つような方法でも、つて  
いて、いただきたい。以上、申しまして、要望をお願いするも  
のでございませう。

秘書課長（山谷潤祖君）「ただいま、病気のことが、ちよつと、  
おまいたんです。病気といつても、これが、その都度、一年  
二回あります。勤勉手当において、差がついておるものでござ

います。休職とか病気欠勤、そういう場合には、勤勉手当というもので差がついておきます。過去において病気で、そうするとき昇給しなかったとか、そういうことをもって将来五年、十年まじめにやった職員に対して、お前は過去にこういうことがあったから、休職したことがあるから、給料は、いつまで経っても低いんだ、こういうことは、ないと思っております。ただいま、鈴木議員のおっしゃった御趣旨に対して、まあ、これは、二十分に気をつけておきたいと思っております。

十一番 (今う問題に関連して、昇給の問題)

ですが、一般官庁、あるいは、——、こういうものは、

のは、昇給の規定というものは、細かくできておきます。例えば、病気で休んだものは、十四日まで、すなわち、自分の病気、結核とか、健康管理とか、そういうもので休んだものは、また別ですが、普通の病気で休んだものは、

規定があり

ます。それから特進させる場合には勤務成績が優良であった場合に一号俸特進させるとか、あるいは一号俸ないし二号特進させるとか、そういうものが細かい条例があつて、昇給される人は成績優良であつて、その項目に該当している場合には、ゑつてもいいという昇給規定を適用されるわけです。そういう人が連続的に何回もつづくということには、その人がすぐれた優秀な成績をもつておるといふ場合には、そういう特例もござりますが、平常の場合では絶対そういうことにはないわけです。ですから一律に普通う状態に勤務している場合には、公平に昇給が上がつて行くのが普通う状態にありまふ。ただ欠勤のたけども、今まででまじめに勤務しておつたから、どちらにいても、昇給は延ばしてゐないんだと。

そのまゝ上げて行くんだと。それは結構なことであり  
 ますが、一部、そういう問題について、やはり不平が  
 多いんじゃないかと思つては、これは御参考までで  
 すが、できれば、細かい昇給規定というものをつくりまし  
 て、秘書課長さんや、市長さんへ感情だけでもって上げ  
 たり、下げたり、をやらぬように、すっきりした形で納得  
 行くようなものを、細かいものをおつくりになつたらどうかと  
 私は考えるのであります。

・秘書課長（山田潤昶君）ただ今申し上げるのを落しまへたん  
 ですが、長期欠勤者に対しては、休暇日数を減らしてし  
 まい、なお、その後欠勤日数三カ月以上にわたつた場合は  
 条例によりまして給料は半額にしております。ただし、  
 休職を命ぜられた場合には、結核の場合には七カ月、普  
 通病気の場合は六カ月と規定しております。

議長(石井潔君)他に本案に対して御質問ございませんか。

二十二番

(補助金・交付金)の件でございますが、この

計画書にもあるとおり、このを実施する場合にはこの効果

の内容を檢討の上実施するんだと、こういうふうなことが

記してございます。これは福祉協議会が件でございますが、

非常に新聞にも掲載され、大きな社会——館山

市だけの問題ではなく、おそらく県下のほとんど——

というところで市民も非常に関心を持っております。

これに対する市から——

いたしておるわけでございますが、やはり市としても——

ないとはいえないかと私は考えております。この点について

聞聞くところによりますと、監査を実施したということも

聞いておりますが、もし監査を実施したとするなら

その経過をひとつお知らせ願いたい。それから願いたい。それから合わせてもう一件は、こゝもやはり、市民の関心う的になつておる問題でありますが、計画書が二ページ最後に載つております。財産収入、云々という項でございすが、市有財産の管理、この点につきまして、はなはだ粗雑じゃないか、野放しじゃないか、というような感想は、どうもさしやるわけにございします。こゝに対して、市当局で事実事件として問題に出てるのでございまして、市当局は今日まで、それに対して、どうような態度で臨んでおったか、ひとつお知らせ願いたい。以上、二点とお伺ひします。

・二十番(鈴木市蔵君) 今が最後の質問に、関連性がありますので、つけ加えていただきます。館山小学校が――

――という関係で、西沢、岡田さん、――

おつて、それと、こんどは――  
――と、校長の名前

でもって払い下げている。この点をどういう理由で、市に教  
育長というものが有りながら、学校当局がこれを払い下げ  
——という点を御答弁願いたい。

五番(萩生田七郎君) ただいま西議員からう御質問は、

議長(石井潔君)お諮りいたします。質問の第一点、松本議員の質問でございますが、福祉協議会が件につきましても、現在、刑事問題に付いておるものでございまして、この問題をいろいろ監査委員の説明報告がどうようか、もんであるか存じませんが、おそらく人権に関するような件があるうではなからうかと首肯されるのでございまして、従いまして本会議がこの記録にこれをとることはいかがと存じますので、この件だけとくに秘密協議会に移して御報告を願ったらいかがと存じますが、議員各位の御意見を応伺いたいと存じます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

十八番  
議長(石井潔君) それでは御意思に従いまして秘密協議会に移します。どうぞさう御了承願います。

議長（石井潔君）暫時休憩いたします。

二十号

市長（田村利男君）本会議におきまして、松本議員から市有財産の問題につきまして御発言ありましたが、たゞかに館山市内におきまして各地区に市有財産がいろいろ事情によつて明朗を欠いているところが多数あることは事実でございます。すうで、市長におきまして近く係員を以て嚴重に調査させまして逐次訂正いたしまして一日も早く明朗な館山市の土地ということを期したいと思います。御承知願いたいと思ひます。

議長（石井潔君）本二議案に対して他に御質問ございません。

か。

五番(荻生田七郎君) 私は原案に賛成しますが、

—— と思いますので、

受け入れ体制が

完備—たあとに—— ということをとくに市長さん

に要望いた—まりて原案に賛成するものであります。

議長(石井潔君) 他に御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は

原案通り決定することに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よって本案

は原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) 本日の会議日程にたいし、市長より送付と

かりました議案第四十九号を追加議題といたします。御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。ただいま議案を配付させます。議案朗読を省略してよろしくございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) それでは御異議ないものと認めまゝに第四十九号議案は原案通り決定いたします。

議長(石井潔君) こゝをもちて閉会いたします。長時間にわたって審議をいただきまゝにありがとうございます。ごうございませぬ。

食日可請

